平成２２年（フ）第３６７７号
名古屋市緑区鳴海町字上汐田166番地の２
債務者　株式会社鳴海ボールセンター
代表者代表取締役　福島　弘起
１　決定年月日時　平成23年１月５日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　齋藤　重也
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年４月19日午前10時
名古屋地方裁判所民事第２部
平成２２年（フ）第９３１号
岡山市南区海岸通２丁目１番33―４号
債務者　株式会社Ｍ・Ｍ・Ｐ
代表者代表取締役　原口　　剛
１　決定年月日時　平成23年１月６日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　手島　俊彦
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年４月20日午後２時
岡山地方裁判所第３民事部
平成２２年（フ）第１８６６号
宮城県宮城郡利府町しらかし台６丁目12番地
債務者　プロフエンジニアリング株式会社
代表者代表取締役　味水　　学
１　決定年月日時　平成23年１月６日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　齊藤　幸治
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年５月13日午後２時30分
仙台地方裁判所第４民事部破産係
平成２２年（フ）第１８６７号
宮城県大崎市鹿島台木間塚新屋敷９―１、商業登記簿上の住所宮城県遠田郡涌谷町字桜町裏282番地１
債務者　有限会社アジテック
代表者代表取締役　味水　　学
１　決定年月日時　平成23年１月６日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　齊藤　幸治
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年５月13日午後３時
仙台地方裁判所第４民事部破産係

破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

平成２２年（フ）第６８６号
奈良県桜井市大字池之内39番地の６
債務者　山脇建設こと　山脇　正美
１　決定年月日時　平成23年１月６日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　中西　達也
４　破産債権の届出期間　平成23年２月９日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年３月９日午前11時30分
６　免責意見申述期間　平成23年３月９日まで
奈良地方裁判所
平成２２年（フ）第３６６５号
名古屋市中区新栄１丁目22番19号　三旺マンション第３新栄602号
債務者　ＮＡＧＯＹＡ　ＷＩＮＧＳこと　服部　光男
１　決定年月日時　平成23年１月６日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　寺澤佐千夫
４　破産債権の届出期間　平成23年２月７日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年３月17日午前11時50分
６　免責意見申述期間　平成23年３月３日まで
名古屋地方裁判所民事第２部
平成２２年（フ）第６０号
兵庫県篠山市吹上70番地２　篠山吹上鉄筋住宅１号棟509号
債務者　西山　良作
１　決定年月日時　平成23年１月６日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　矢野　耕司
４　破産債権の届出期間　平成23年２月３日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年４月15日午後１時30分
６　免責意見申述期間　平成23年３月３日まで
神戸地方裁判所柏原支部破産係
平成２２年（フ）第１９５７号
仙台市青葉区錦ケ丘５丁目27番地の15
債務者　寺村　辰夫
１　決定年月日時　平成23年１月６日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　阿部　弘樹
４　破産債権の届出期間　平成23年２月７日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年４月21日午後１時30分
６　免責意見申述期間　平成23年３月７日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係
平成２２年（フ）第６８９号
大分市萩原３丁目11―14　神田ビル301号室、住民票上の住所大分市大字曲731番地
債務者　小野　義登
１　決定年月日時　平成23年１月７日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　木上　雄二
４　破産債権の届出期間　平成23年４月８日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年５月13日午前10時40分
６　免責意見申述期間　平成23年３月７日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係
平成２２年（フ）第２４６号
島根県八束郡東出雲町大字揖屋町2751番地24
債務者　小原　信幸
１　決定年月日時　平成23年１月６日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　中川　修一
４　破産債権の届出期間　平成23年２月８日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年３月８日午前11時
６　免責意見申述期間　平成23年３月８日まで
松江地方裁判所民事部
平成２２年（フ）第１１３８号
兵庫県尼崎市御園２丁目15番５―105号、前住所兵庫県尼崎市東塚口町１丁目12番24号
債務者　司法書士冨永事務所こと　冨永　孝司
１　決定年月日時　平成23年１月６日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　久米　知之
４　破産債権の届出期間　平成23年２月７日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年３月24日午前10時15分
６　免責意見申述期間　平成23年３月10日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係
平成２２年（フ）第２７９１号
名古屋市北区鳩岡町１丁目７番地の１　アーバンラフレ鳩岡５棟203号
債務者　森川　高男
１　決定年月日時　平成23年１月５日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　加藤　孝規
４　破産債権の届出期間　平成23年２月７日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年３月29日午前11時15分
６　免責意見申述期間　平成23年３月15日まで
名古屋地方裁判所民事第２部
平成２２年（フ）第１１２号
青森県上北郡おいらせ町西前川原44番地１
債務者　櫻橋　雄作
１　決定年月日時　平成23年１月７日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　寺島三紀子
４　破産債権の届出期間　平成23年２月７日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年４月15日午前11時
６　免責意見申述期間　平成23年３月18日まで
青森地方裁判所十和田支部
平成２２年（フ）第１１３号
青森県上北郡おいらせ町西前川原44番地１
債務者　櫻橋　敦子
１　決定年月日時　平成23年１月７日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　寺島三紀子
４　破産債権の届出期間　平成23年２月７日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年４月15日午前11時
６　免責意見申述期間　平成23年３月18日まで
青森地方裁判所十和田支部
平成２２年（フ）第３７４１号
札幌市清田区北野２条１丁目13番20号
債務者　藤井　昌幸
１　決定年月日時　平成23年１月７日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　飯田真奈美
４　破産債権の届出期間　平成23年２月10日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年４月４日午前10時
６　免責意見申述期間　平成23年３月28日まで
札幌地方裁判所民事第４部